別表金属硫化精鉱の項から亜鉛鉱物の項までの規定中「全長100m以下の船舶における荷繰りは、」を削る。

同表焼成硫化鉄鉱の項第八号中「内底板を石灰で表面処理すること。」を「貨物と接触する部分に腐食を防止するための措置をとること。」に改める。

（その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第三条　その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第千五百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表硝酸アンモニウム系肥料（非危険物）の項第二号中「含む。）」の下に「又は燃料油管」を加え、同項第三号中「短国際航海」の上に「積載場所と機関室の間の隔壁がA60級である場合及び」を加え、同項第二十号を削り、同項第二十一号を第二十号とし、同項第二十二号を第二十一号とする。

別表リン酸二アンモニウムの項の次に次のように加える。

可溶性の乾燥穀類蒸留物	DISTILLERS DRIED GRAINS WITH SOLUBLES	一　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において荷役作業をしないこと。 四　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　積載場所のハッチは風雨密であること。 七　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。

別表フェロニッケルの項の次に次のように加える。

硫酸第一鉄七水和物	FERROUS SULPHATE HEPTAHYDRATE	一　酸化性物質と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　目及び皮膚との接触を避けること。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護衣及び保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 十　航海中は積載場所を通風しないこと。 十一　積載場所のハッチは風雨密であること。 十二　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 十三　陸揚げ後は、積載場所及びビルジウェルを十分に清掃し、洗い流すこと。

別表フライアッシュの項品名の欄中「フライアッシュ」の下に「（乾式）」を、「FLY ASH」の下に「, DRY」を加え、同項の次に次のように加える。

粒状硫化鉄	GRANULAR FERROUS SULPHATE	一　酸化性物質と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　目及び皮膚との接触を避けること。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護衣及び保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 十　航海中は積載場所を通風しないこと。 十一　積載場所のハッチは風雨密であること。 十二　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 十三　陸揚げ後は、積載場所及びビルジウェルを十分に清掃し、洗い流すこと。

別表石こうの項中「荷役」を「積荷役」に改める。

別表マグネサイト（天然のもの）の項の次に次のように加える。

硫化マグネシウム肥料	MAGNESIUM SULPHATE FERTILIZERS	一　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において荷役作業をしないこと。 四　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　目及び皮膚との接触を避けること。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 九　航海中は積載場所を通風しないこと。 十　積載場所のハッチは風雨密であること。 十一　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 十二　陸揚げ後は、積載場所及びビルジウェルを十分に清掃し、洗い流すこと。

別表塩の項中「荷役」を「積荷役」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。